

令和2年度 甲賀市地域防災計画 修正項目一覧表

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正案	理由や根拠、補足説明等	提案者
1	本編	I	2	1	第1 地勢 文中「広域交通拠点となっている。」	広域交通拠点となっている。	誤記	消防本部
2	本編	I	4	2	第1	農業振興課→農村整備課	課名変更	農村整備課
3	本編	I	4	3	第3 2. (2)イ	イ。→イ	誤記	農村整備課
4	本編	I	4	3	第3	農業振興課→農村整備課	課名変更	農村整備課
5	本編	I	4	5	第1	農業振興課→農村整備課	課名変更	農村整備課
6	本編	I	4	10	第1 6.	又は、甲賀市市民福祉活動センター→削除	施設がなくなった 他 I-5-11、I-7-60	福祉医療政策課
7	本編	I	4	12	(4)地域情報基盤	「市内全戸への配置を目標に整備を進めている地域情報基盤は、」→「市が整備した地域情報基盤は、」		情報政策課
8	本編	I	4	15	第8 2. (2)イ (ウ)	鉄道事業者は…フォントサイズ大きい	体裁の修正	公共交通推進課
9	本編	I	4	15	第8 2. (2)イ (イ)	調査の結果により…フォントサイズ大きい	体裁の修正	公共交通推進課
10	本編	I	5	1	第1 1. (3)	避難地→避難所	文言の整理 他 I-6-7	福祉医療政策課
11	本編	I	5	1	担当部局凡例の下の2行	「,」→「、」「.」→「。」	他は「、」「。」で統一されているようです。	秘書広報課
12	本編	I	5	2	3. 普及・啓発の方法文中	SNSの追記	追記※甲賀市は、Facebook・Youtube、甲賀広域行政組合消防本部では、Facebookを利用した広報活動を行っている。また、計画全般において「SNS」の記載がないため、追記する必要がある。	消防本部
13	本編	I	5	2	3. 普及・啓発の方法の5つ目	※全削除	上記同様、広報車での巡回は行わないと思います。	秘書広報課
14	本編	I	5	2	3. 普及・啓発の方法の4つ目	・ケーブルテレビ、ホームページの利用のみで音声放送、緊急情報伝達システムは非常時に使用。	普及・啓発においては平時のことかと思しますので、音声放送、緊急情報伝達システムは使用しないと思います。	秘書広報課
15	本編	I	5	3	6. 市民に対する教育の4行目	「ビデオ等の映像」→「動画配信」	DVD、CATV、YouTubeなどをまとめて。	秘書広報課
16	本編	I	5	4	第4 普及・啓発の時期 スケジュール表中 危険物安全週間	6月第2週の追記	追記	消防本部
17	本編	I	5	4	第4 普及・啓発の時期の表	※項目を「区分」、「スケジュール」、「備考」としてはどうか。表現の整理を。	4つ目の地震災害に関する事項のスケジュール欄が空白。区分に時期が入ってしまっている。	秘書広報課
18	本編	I	5	9	第2 文中「阪神・淡路大震災…」	阪神・淡路大震災や東日本大震災	追記 ※東日本大震災後においても地域防災力の向上が呼びかけられたため。	消防本部
19	本編	I	5	9	第1 9. 表中	民生委員児童委員→民生委員・児童委員	国の表記に合わせる 他13箇所	福祉医療政策課
20	本編	I	5	13	第1 3(1)ア(エ).	市の生活支援を受けている→支援が必要な	生活保護受給と混同されるため	福祉医療政策課
21	本編	I	5	13	第1 2.	避難支援計画→災害時要支援者避難支援計画	災害時要支援者避難支援計画(個別計画)作成ガイドラインによる 他 I-5-14	福祉医療政策課
22	本編	I	5	13	第1 2.	本人による避難支援計画→区長・自治会長を中心に、民生委員・児童委員の協力のもと、災害時要支援者避難支援計画	災害時要支援者避難支援計画(個別計画)作成ガイドライン	福祉医療政策課
23	本編	I	5	13	第1 1.	障がい者等防災マニュアル策定方針等→障害者等防災マニュアル策定指針等	県の表記に合わせる	福祉医療政策課
24	本編	I	5	14	第1 3(2)ア.	・・連携して、「災害時要支援者避難支援計画(個別計画)作成ガイドラインに基づき、避難行動…」	追加	福祉医療政策課

令和2年度 甲賀市地域防災計画 修正項目一覧表

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正案	理由や根拠、補足説明等	提案者
25	本編	I	5	14	第1 3(2)ア.	「福祉救援班」は、→「福祉救援班」は、福祉避難所の開設及び、被害状況の確認、要配慮者の救援状況の確認、情報収集を行う。また、区長・自治会長は、民生委員・児童委員の協力のもと・・・	救援班の役割が違うため文言を追加。	福祉医療政策課
26	本編	I	5	14	第1 3(2)ア.	その具体化を推進する。また、→避難支援計画及び	追加	福祉医療政策課
27	本編	I	5	14	第1 3(2)ア.	を策定するとともに→をもとに	すでに策定されているため	福祉医療政策課
28	本編	I	5	14	第1 3(2).	社会福祉協議会→社会福祉協議会、区長・自治会長、	追加	福祉医療政策課
29	本編	I	5	14	第1 3(1)エ.	処置→措置	誤記	福祉医療政策課
30	本編	I	5	15	ク.	把握しておくものとする。→把握するとともに、災害時要支援者避難支援計画(個別計画)の作成を推進する。		福祉医療政策課
31	本編	I	5	15	キ(ア)	衛星電話等の→削除	誤記	福祉医療政策課
32	本編	I	5	15	イ(ア)	・・整備と、社会福祉協議会による	追加	福祉医療政策課
33	本編	I	5	15	イ.	市は、社会福祉協議会と連携し	追加	福祉医療政策課
34	本編	I	5	17	コ(エ)	にとけ込むように→とつながりを持つよう	言葉の意味	福祉医療政策課
35	本編	I	5	18	3. の本文3行目		誤字あり	生活環境課
36	本編	I	6	2	第2	農業振興課→農村整備課	課名変更	農村整備課
37	本編	I	6	7	4. (1)	市の広報→市の広報やホームページ等	追記	福祉医療政策課
38	本編	I	6	8	4(1)本文	(1)一般廃棄物処理施設の災害廃棄物処理可能量市は、…一般廃棄物処理施設等における災害廃棄物処理可能量を把握するとともに、し尿処理施設や焼却施設等において、災害時でも稼働できるよう施設の状況を把握する。	行政組合の施設(し尿、焼却)は旧基準の構造であり、耐震化の予定もない。不燃物処理場は原則ストックヤード(一時保管場所)となるため、耐震診断の必要性は低い。なお、「災害時の処理可能量(災害廃棄物処理可能量)」の把握が必要。	生活環境課
39	本編	I	6	8	第5	◎健康医療政策課→○福祉医療政策課○すこやか支援課→◎すこやか支援課	課の変更 他6箇所	福祉医療政策課
40	本編	I	6	10	第2. 3(2)ウ	市内薬剤師会→甲賀湖南薬剤師会	正式名称に修正	福祉医療政策課
41	本編	I	6	11	－5	市民等の手→市民等	言葉の意味	福祉医療政策課
42	本編	I	6	13	第4 2. 現況	近畿臨床検査薬卸連合会と「災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定書」を締結し	協定追加	滋賀県薬務課
43	本編	I	6	13	第4	I－6－10(2)と重複	削除	福祉医療政策課
44	本編	I	6	15	第8 2. (4)(エ)(イ)	薬務感染症対策課→薬務課	組織名変更	滋賀県薬務課
45	本編	I	6	16	2. 現況 文中「消防相互応援協定6」	消防相互応援協定	誤記	消防本部

令和2年度 甲賀市地域防災計画 修正項目一覧表

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正案	理由や根拠、補足説明等	提案者
46	本編	I	6		(7)全国瞬時警報システム(J-ALERT)	「全国瞬時警報システム(J-ALERT)による緊急放送の運用を、同報系防災行政無線が整備されている甲南地域において開始している。市内全域での運用は、今後の地域情報化計画に併せて順次進める。」↓「全国瞬時警報システム(J-ALERT)を市内全域の音声放送端末の緊急放送と連携し運用している。」	危機管理課所管事項と要調整	情報政策課
47	本編	I	7	2	I 第7章 災害時の応急対策 3.消防団組織 (1)市消防団の分団割表	水口方面隊第4分団の管轄区域を現行に反映させる。	令和3年4月1日施行の「甲賀市消防団条例施行規則」に倣う	危機管理課
48	本編	I	7	3	I 第7章 災害時の応急対策 3.消防団組織 「甲賀市消防団組織図」	令和2年度4月1日現在の組織図に差し替え		危機管理課
49	本編	I	7	3	甲賀市消防団組織図中	別添ファイルのとおり	情報更新のため	土山地域市民センター
50	本編	I	7	13	第9	農業振興課→農村整備課	課名変更	農村整備課
51	本編	I	7	17	第7 7. 1-2	「3.イ.・・・新聞等の報道機関およびインターネット等・・・」→「3.イ.・・・新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、SNSおよびLアラート等・・・」	広報媒体の多様化による修正	関西電力送配電(株)
52	本編	I	7	17	第7 7. 1-2	「2.(ア).c 社外対応状況(・・・)」→「2.(ア).c 社外対応状況(・・・)」	脱字	関西電力送配電(株)
53	本編	I	7	17	第7 7. 1	「電力事業者(関西電力)」→「電力事業者(関西電力、関西電力送配電)」	分社化による会社名追記	関西電力送配電(株)
54	本編	I	7	18	第7 7. 1-2	「6.・・・需給状況を速やかに改善する・・・」→「6.・・・需給状況を速やかに改善する・・・」	誤字(重複)	関西電力送配電(株)
55	本編	I	7	24	I. 第7章第5 2.ウ(キ) 文中	文言を削除(詳細P.2参照)	「非常・緊急通話」サービス 提供終了に伴う削除	NTT西日本滋賀支店
56	本編	I	7	32	第2 2.	飲料水 削除	農業用水を飲料としてよいか	農村整備課
57	本編	I	7	32	第2	農村整備課	課名追加	農村整備課
58	本編	I	7	34	5. ため池の緊急点検	「(1)堤高15m以上の防災重点ため池ため池 (2)堤高15m未満の防災重点ため池」等に分けて記載して下さい。	一部文章が消えているようですので確認願います。	滋賀県農村振興課
59	本編	I	7	34	第2 5. (1)	池重点防災ため池ため池→防災重点ため池	誤記	農村整備課
60	本編	I	7	38	表中 応急仮設住宅の建設	応急仮設住宅の建設および被災住宅の応急修理	災害救助法に基づく住宅の確保に関することのため	滋賀県住宅課
61	本編	I	7	45	(5)ア	市民等・自治会等→市民等、区・自治会等	記述漏れ	福祉医療政策課
62	本編	I	7	51	第2	農村整備課	課名追加	農村整備課
63	本編	I	7	59	(2)気象予報警報等の非常伝達のア	「株式会社あいコムこうか」→「ケーブルテレビ」	会社名では伝達手段が不明瞭。あいコムは音声もある。	秘書広報課
64	本編	I	7	61	情報伝達の系統のフロー図	※フロー図右上の伝達方法の削除または整理	(ア)で、震度1以上を観測した場合とあり、そのような場合でも記載されている伝達方法を利用するように見える。実際は、市緊急情報伝達システムだけでは?	秘書広報課

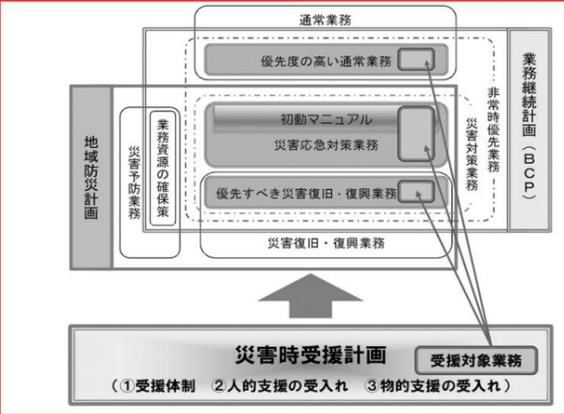
令和2年度 甲賀市地域防災計画 修正項目一覧表

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正案	理由や根拠、補足説明等	提案者
65	本編	I	7	62	第4 災害広報広聴計画	※右記による担当課の再確認	・福祉医療政策課の主担当(太字)となっているが、これは要配慮者への広報広聴をしていただけるのか。・市民課、保険年金課は避難所運営の業務もあるが、副担当として人員を出せるのか。・国際交流協会の前の「○」は不要では。	秘書広報課
66	本編	I	7	63	オ(エ)	広報誌→広報紙	誤記 他 I-7-46	福祉医療政策課
67	本編	I	7	63	オ 広報手段 (ク)	※書き出し位置修正	左に出ている。	秘書広報課
68	本編	I	7	63	オ 広報手段 (カ)	「ホームページ掲載及びSNSによる情報提供」	文言の整理	秘書広報課
69	本編	I	7	63	オ 広報手段 (エ)	「広報誌」→「広報紙」		秘書広報課
70	本編	I	7	63	オ 広報手段 (ウ)	「株式会社あいコムこうか」→「ケーブルテレビ」	会社名では広報手段が不明瞭。あいコムは音声もある。	秘書広報課
71	本編	I	7	64	(3)要配慮者への広報	「や、外国人の・・・実施を行う」を削除	(5)と重複しているため。	秘書広報課
72	本編	I	7	64	(3)要配慮者への広報	「文字放送」→「データ放送」	文字放送はR3から無くなります。	秘書広報課
73	本編	I	7	64	(3)要配慮者への広報	「電波広報」→「ケーブルテレビ」	電波広報とは？	秘書広報課
74	本編	I	7	65	(8)広聴活動の3行目	「被災者相談所等を設置し」を削除	(9)と重複しているため。	秘書広報課
75	本編	I	7	75	避難所の開設 文中「消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第17条の規程」	消防法(昭和二十三年法律 第八十六号)第17条の規定	誤記	消防本部
76	本編	I	7	76	第6. 3. (1)イ	近隣市長→近隣市町	誤記	福祉医療政策課
77	本編	I	7	76	第6. 3. (1)イ	市本部は→区・自治会等は	区・自治会の役割	福祉医療政策課
78	本編	I	7	76	第6. 2. (2)	お願い→依頼	言葉の使い方	福祉医療政策課
79	本編	I	7	76	第6. 1	傷病者、障がい者→傷病者、要介護者、障がい者	要介護者の追加	福祉医療政策課
80	本編	I	7	76	第6	○すこやか支援課を追加		福祉医療政策課
81	本編	I	7	77	5. (3)	長時間→時間	後に「経過」の記述があるため	福祉医療政策課
82	本編	I	7	77	5. (3)	救援班→救護班		福祉医療政策課
83	本編	I	7	80	第8. 2 文中	無いもの→無い者		福祉医療政策課
84	本編	I	7	82	ア通信手段の確保と実態把握 (ア)市内の通信手段 文中「職員の派遣、消防無線による中継及びアマチュア無線の活用等、あらゆる方法によって情報伝達手段の確保に努める。」	職員の派遣、消防救急デジタル無線による中継、IP無線機及びアマチュア無線の活用等、あらゆる方法によって情報伝達手段の確保に努める。	・訂正 「消防無線」→「消防救急デジタル無線」 ・追記( IP無線機) 消防救急デジタル無線不感地帯での使用及び大規模災害発生等による現有通信システムが使用不能となった場合を想定し、導入しているため記載願いたい。	消防本部
85	本編	I	7	82	I. 第7章第18節 2. 活動内容ア(イ)a	文言を削除(詳細P.3参照)	システム廃止に伴う削除	NTT西日本滋賀支店

令和2年度 甲賀市地域防災計画 修正項目一覧表

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正案	理由や根拠、補足説明等	提案者
86	本編	I	7	97	1計画方針の5行目あたりに追加	住宅応急対策としては、迅速な被災者の住居の確保、災害時の復興に必要な他の建築物のための用地確保や省資源、既存住宅の利活用、地域コミュニティの維持等に配慮するため、「被災住宅の応急修理、公営住宅等の一時提供、賃貸型応急住宅、建設型応急住宅」の順に優先して被災者に対する住宅の提供を行う。	災害救助法が適用された場合の県の考え方を左記に記載しています。	滋賀県住宅課
87	本編	I	7	97	2(5) 本文	被災地域に…場合には、関係団体の協力を得て、保護収容、応急処置に努める。	市では、保護収容施設もなく、まして素人では応急処置はできないことから、関係団体の協力が不可欠なため。	生活環境課
88	本編	I	7	98	カ公的住宅のあっせん	(財)雇用振興協会 削除	現在、存在しないため	滋賀県住宅課
89	本編	I	7	98	ウ応急仮設住宅の設置	…等の関係団体の協力を得て、応急仮設住宅を設置する。→…等の関係団体の協力を得て、賃貸型、建設型の順に応急仮設住宅を設置する。	住宅を早急に確保するためには、既存の公営住宅等の一時提供、賃貸型応急住宅、その後建設型応急住宅の供与が想定されるため。	滋賀県住宅課
90	本編	I	7	101	2. (1)イ(イ)	医師1人→医師2人	誤記	福祉医療政策課
91	本編	I	7	101	2. (1)イ(イ)	甲賀保健所を通じて→削除	現実的には直接要請と思われる	福祉医療政策課
92	本編	I	7	102	(カ)	市内主要薬局薬店→市内及び市外薬店、薬局等	文言統一	福祉医療政策課
93	本編	I	7	103	-3	失ったもの→失った者	漢字表記 他 I-7-104	福祉医療政策課
94	本編	I	7	103	(2)ウ(ア)とb	原状復旧→原状復帰	文言統一	福祉医療政策課
95	本編	I	7	112	第15	○福祉医療政策課	義援金の窓口	福祉医療政策課
96	本編	I	7	114	第1	◎健康医療政策課→○福祉医療政策課○すこやか支援課→◎すこやか支援課		福祉医療政策課
97	本編	I	7	116	第2	○福祉医療政策課→削除	担当外	福祉医療政策課
98	本編	I	7	117	第21節 2. (1)	廃棄物等処理対策が太字になっているので修正		衛生センター
99	本編	I	7	117	第21節 2. (1)	改行		衛生センター
100	本編	I	7	117	第21節 2.	「を策定するものとする。」→「に定めるものとする。」	災害廃棄物処理計画は令和2年3月に策定済み。	衛生センター
101	本編	I	7	117	2. 本文	…清掃、生活ごみ、がれき類等の処理等について…	建築資材は廃棄物ではない。家屋倒壊後等の廃材を対象とするため。	生活環境課
102	本編	I	7	117	1. 本文	…災害廃棄物処理計画を適宜見直すものとする。	R2. 3に一般廃棄物処理基本計画を策定。同計画に災害廃棄物処理計画を含んでいるため。	生活環境課
103	本編	I	7	118	イ 本文	災害の規模に応じて、県や民間団体に対して必要な支援を求めるとともに、支援市町村や国等との連絡調整を行う。	民間団体(下記「協定書」参照)と「災害及び感染症発生時における一般廃棄物収集運搬等の支援に関する協定」を締結済みであり、民間団体へも支援を求めるため。	生活環境課
104	本編	I	7	119	[各関係機関・団体の役割]のフローシート	滋賀県産業廃棄物協会→滋賀県産業資源循環協会	組織名変更	衛生センター
105	本編	I	1	3	～を震源とする東海地震、東南海地震、南海地震の三連動～	削除	名称が南海トラフ巨大地震に統一。	危機管理課
106	本編	I	1	9	第4 4. 1-2	「関西電力株式会社」→「関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社」	分社化による会社名追記 他 I-4-6、I-7-38 ※中部電力は別途ご確認ください	関西電力送配電(株)

令和2年度 甲賀市地域防災計画 修正項目一覧表

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正案	理由や根拠、補足説明等	提案者
107	本編	I	1	9	第1 6. 表中	「関西電力株式会社(滋賀支社)」→「関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社」	分社化による会社名追記	関西電力送配電(株)
108	本編	I	2	9	～を定めるよう努めるものとする。	～を「南海トラフ地震防災対策推進計画」に定める。	下位計画である当該計画を策定するため。	危機管理課
109	本編	I	3	4	3. 災害に強いシステムづくりにおける重点施策 (1) 階層的な防災体制(防災階層)の構築 ■階層的な防災体制のイメージ	各階層に自治振興会を追加。旧町域に現場指揮所の設置を追加。野外収容施設仮設場所の設置。ほか文言の整理。	防災訓練の結果を受けて、階層別に設置する組織等を整理するため。	危機管理課
110	本編	I	3	5-6	3. 災害に強いシステムづくりにおける重点施策	(5) 受援計画による防災実行力の向上、(6) 地域防災計画と業務継続計画と受援計画の位置付け、を新設。■各計画の関係イメージを追加。 	災害時受援計画と地域防災計画の位置づけを整理。	危機管理課
111	本編	I	4	6	第4 4. 1-2	「・・平素から保安の規定額を始め・・」→「・・平素から保安の規定を始め・・」	誤記	関西電力送配電(株)
112	本編	I	5	1	避難地	避難所	文言統一。	危機管理課
113	本編	I	5	6	防災行政無線	削除	すでに廃止している。	危機管理課
114	本編	I	6	1	第1節 防災体制の強化 第1 防災活動体制の整備 2. 事業計画	ウ 相互応援体制の強化→ エ 相互応援体制の強化 ウ 受援体制の構築の新設	災害時受援計画の位置づけを整理。	危機管理課
115	本編	I I III	4 6 1	1 9 8	各ページ 文中【資料編 1. 14 消防本部体制】	【資料編 1.13 消防本部体制】	誤記	消防本部
116	本編	II	1	3	第7 5行	「防災重点ため池箇所市は、」→「防災重点ため池箇所について市は、」等に修正して下さい。	誤記	滋賀県農村振興課
117	本編	II	2	2	第2 1. 6行	「このため危険性の高い」→「このため早期に調査を実施のうえ危険性の高い」	追記 (ため池工事特措法が施行され早急に防災対策を進めていく必要があるため)	滋賀県農村振興課
118	本編	II	2	2	第3	農業振興課→農村整備課	課名変更	農村整備課
119	本編	II	2	2	第2 2. (2)	(2)施設管理 ため池の管理者には下記の項目について管理の徹底を依頼する。	誰が行うか明確になっていないため文言追加	農村整備課
120	本編	II	2	2	第2	農業振興課→農村整備課	課名変更	農村整備課
121	本編	II	2	3	第5	農業振興課→農村整備課	課名変更	農村整備課
122	本編	II	2	3	第4	農業振興課→農村整備課	課名変更	農村整備課
123	本編	II	2	3	第5	農業振興課 削除	誤記	農業振興課

令和2年度 甲賀市地域防災計画 修正項目一覧表

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正案	理由や根拠、補足説明等	提案者
124	本編	Ⅱ	2	5	下から10行目あたり	「、および土砂災害……改正する法律案(平成26年10月14日閣議決定)」を削除	すでに改正済みであり記述不要	滋賀県砂防課
125	本編	Ⅱ	4	3	第2 文中「甲賀広域行政組合消防長」	甲賀広域行政組合消防本部消防長	誤記	消防本部
126	本編	Ⅱ	5	5	2. 計画の内容 災害情報収集の表中	「国土交通省琵琶湖河川事務所信楽砂防出張所」を削除	組織廃止のため(別添資料のとおり)	国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所
127	本編	Ⅲ	1	4	第4 毒物劇物施設災害予防計画「甲賀広域行政組合消防本部、甲賀保健所」	甲賀保健所	毒物劇物取締法の規制は滋賀県が行っており、消防部局は消防活動の支障となる阻害物質として届出させ把握しているのみである。ただし、毒物劇物の中に危険物となる物質は除く。	消防本部
128	本編	Ⅲ	1	4	第3 火薬類施設災害予防計画「甲賀広域行政組合消防本部」	滋賀県、甲賀広域行政組合 消防本部	火薬類取締法は滋賀県と各消防本部が規制している。消防部局は、譲受及び消費許可を担当している。	消防本部
129	本編	Ⅲ	2	1	第1 2. 表中「知覚」	覚知	誤記	消防本部
130	本編	Ⅲ	2	8	第5表中 福祉医療政策課すこやか支援課	「株式会社あいコムこうか」→「ケーブルテレビ」	会社名では広報手段が不明瞭。また、あいコムこうかに緊急放送をする体制があるのか不明。要確認。	秘書広報課
131	本編	Ⅲ	2	9	第2 第3種鉄道事業者 1.	1. が右ずれしている	体裁の修正	公共交通課
132	本編	Ⅲ	2	9	第2 第2種鉄道事業者 1.	1. が右ずれしている	体裁の修正	公共交通課
133	本編	Ⅲ	2	12	第4	(毒物及び劇物取締法第16条の2)→第17条第1項	法律条ずれ	滋賀県薬務課
134	本編	Ⅳ	1	2	第2	農村整備課	課名追加	農村整備課
135	本編	Ⅳ	1	2	第1	農村整備課	課名追加	農村整備課
136	本編	Ⅳ	1	6	第2	農村整備課	課名追加	農村整備課
137	本編	Ⅳ	1	6	第1	農村整備課	課名追加	農村整備課
138	本編	Ⅳ	1	13	ウ(ウ)	年利3%→保証人有 無利子 保証人无 据置期間中は無利子 経過後は年3%以内で市長が定める率	甲賀市災害弔慰金支給等条例に基づく	福祉医療政策課
139	本編	Ⅳ	1	15	第4	◎健康医療政策課→○生活支援課	3. 生活保護とあるため課の変更	福祉医療政策課
140	本編	B			大原、油日、佐山学区の緊急避難場所	No3との整合		甲賀地域区長会長
141	資料編		1	1	1.2 表中	0748-62-8085→0748-65-6370 水口地域福祉活動センター→甲賀市社会福祉協議会(水口社会福祉センター)	社協 桑山1/7	福祉医療政策課
142	資料編		1	5	NO,14 旧鮎河小学校運動場	削除	跡地利用の為	教育総務課
143	資料編		1	10	旧鮎河小学校運動場	削除	跡地利用の為	教育総務課
144	資料編		1	10	1.8 表中 ※滋賀県防災航空隊離着陸場指定「甲賀中学校運動場」	甲賀中央多目的運動場	訂正	消防本部
145	資料編		1	11	1.8.2信楽地域 駐車場 対空表示(ヘリサイン)	信楽地域市民センター等が建て替えとなったため敷地内の配置に変動があるため修正。		信楽地域市民センター
146	資料編		1	15	1.9.1 表中 「守山市民病院」	済生会守山市民病院	訂正 ※平成30年4月1日から名称変更	消防本部
147	資料編		1	15	表中	野洲病院→市立野洲病院	病院名変更されています	滋賀県健康寿命推進課
148	資料編		1	18	1.9.3 表中	0748-62-8133→62-8133 (社)高島→(一社)高島		福祉医療政策課

令和2年度 甲賀市地域防災計画 修正項目一覧表

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正案	理由や根拠、補足説明等	提案者
149	資料編		1	19	1.9.4 表中 所在地欄	医協ビル内→削除		福祉医療政策課
150	資料編		1	21	表中 施設名称 98	「土山オー・デュ・プール」→「土山オー・デュ・プール」	誤記	下水道課
151	資料編		1	22	101 水口学校給食センター	削除	建物解体の為	教育総務課
152	資料編		1	22	121 山内小学校 校舎	山内小学校→旧山内小学校	名称変更の為	教育総務課
153	資料編		1	22	122 鮎河小学校 校舎	鮎河小学校→旧鮎河小学校	名称変更の為	教育総務課
154	資料編		1	22	表中 108	水口町→水口		福祉医療政策課
155	資料編		1	25	表中	社会福祉センター→水口社会福祉センター		福祉医療政策課
156	資料編		1	25	甲賀地域(場所)	「神保農事集会所前」→「神保自治会館前」	誤記	林業振興課
157	資料編		1	26	1.13.1 甲賀広域行政組合消防本部職員数 表全体	最新の職員数に更新(令和2年10月1日現在)	下記のとおり訂正○消防本部40名○水口消防署52名 内水口消防署土山分署6名○甲南消防署32名 内甲南消防署甲賀分署5名○信楽消防署25名○湖南中央消防署51名 内湖南中央消防署湖南石部分署6名 <合計200名>※基準日(令和2年12月1日)に応じた職員数とするため、令和2年10月1日現在の職員数としています。	消防本部
158	資料編		1	26	1.13.2市消防団員数 1.13.3市消防車両数	最新の数に更新	更新	危機管理課
159	資料編		3	5	3. 2防災重点ため池箇所	別添ファイルのとおり	新法による見直し(追加)	農村整備課
160	資料編		3	41	3.10土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域	資料編の土砂災害警戒区域等の指定数は令和元年度末時点で以下のとおりです。土石流:(Y)447箇所、(R)261箇所 急傾斜地の崩壊:(Y)800箇所、(R)729箇所 地すべり:(Y) 14箇所	内容は滋賀県HPの参照願います。滋賀県 > 県民の方 > 県土整備 > 砂防 <a href="http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/sabou/19714.html">http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/sabou/19714.html</a>	滋賀県砂防課
161	資料編		3	67	(参考)表中4番	「第12項」→「第11項」	H30総合支援法改正による	福祉医療政策課
162	資料編		3	67	(参考)表中5番 1行目	及び第13項から第16項までに→第12項から第14項及び第17項に	H30総合支援法改正による	福祉医療政策課
163	資料編		3	67	(参考)表中5番 6行目	「共同生活介護」→「施設入所支援」	H30総合支援法改正による	福祉医療政策課
164	資料編		3	67	(参考)表中5番 7行目	「第13項」→「第12項」	H30総合支援法改正による	福祉医療政策課
165	資料編		3	67	(参考)表中5番 8行目	「第14項」→「第13項」	H30総合支援法改正による	福祉医療政策課
166	資料編		3	67	(参考)表中5番 9行目	「第15項」→「第14項」	H30総合支援法改正による	福祉医療政策課
167	資料編		3	67	(参考)表中5番 10行目	「第16項」→「第17項」	H30総合支援法改正による	福祉医療政策課
168	資料編		3	68	(参考)表中7番	「第27項」→「第28項」	H30総合支援法改正による	福祉医療政策課
169	資料編		3	68	(参考)表中9番	「第26項」→「第27項」	H30総合支援法改正による	福祉医療政策課
170	資料編		3	73	3.13山地災害危険地区 3.14 // 3.15 //	別表のとおり	H29年度に大幅な見直しをしたため、別表内容に修正をお願いします。	滋賀県森林保全課

令和2年度 甲賀市地域防災計画 修正項目一覧表

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正案	理由や根拠、補足説明等	提案者
171	資料編		3	83	水防法第15条の3第1項に基づく社会福祉施設等について	地先の安全度マップの浸水範囲の施設も資3-83に追記すべき	II-2-1には地先の安全度マップの浸水範囲にある施設においても避難確保計画の作成を記載しているため、地先の安全度マップの浸水範囲の施設も資3-83に追記すべきではないか。	滋賀県流域治水政策室
172	資料編		3	34-40	3.9急傾斜地崩壊危険区域の表	急傾斜地崩壊危険区域の追加があります。161次指定 平成30年11月02日付 529号 毛枚3号 甲賀町 毛枚字雲瀬16外 1.3300ha	時点修正	滋賀県砂防課
173	資料編		4	1	4. 3高压ガス表	別紙のとおり	別紙のとおり	滋賀県防災危機管理局
174	資料編		4	1	4.1危険物製造所等設置状況	別紙参照	令和2年3月31日現在のものに修正 ※湖南市内の対象物が含まれていたため、除外しています。	消防本部
175	資料編		4	2	4.4毒物劇物営業者	令和2年3月末現在 製造業7→10、販売業69→57、法第22条第1項の業務上取扱者2→1	データ更新	滋賀県業務課
176	資料編		4	3	甲賀市指定文化財一覧(令和2年3月31日現在)	甲賀市指定文化財一覧(令和2年12月31日現在)	データの更新	歴史文化財課
177	資料編		4	4	6段目 桧尾寺	檜尾寺	誤記	歴史文化財課
178	資料編		4	4	21段目 近江のケンケト祭り・長刀振り	近江のケンケト祭り長刀振り	「・」を削除	歴史文化財課
179	資料編		4	4	21段目 瀧樹神社献鶏頭おどり保存会	近江のケンケト祭り長刀振り連合保存会	データ修正	歴史文化財課
180	資料編		4	4	21段目 土山町前野・徳原・甲賀町岩室	土山町前野・徳原・甲賀町岩室ほか	「ほか」を追記	歴史文化財課
181	資料編		4	4	23段目に挿入	国選択 無形民俗 近江のケンケト祭り長刀振り 瀧樹神社献鶏頭おどり保存会 土山町前野・徳原 甲賀町岩室 昭和59.12. 20	21段目が国指定になったが、国指定になっても国選択は残るため。	歴史文化財課
182	資料編		4	4	29段目 桧尾神社	檜尾神社	誤記	歴史文化財課
183	資料編		4	8	23段目 大西忠左	「大西忠左」削除	誤記	歴史文化財課
184	資料編		4	8	24段目 5名 谷野明夫	4名 「谷野明夫」削除	故人のため削除	歴史文化財課
185	資料編		5	2	5. 8重要水防箇所評定基準の表	表の差し換え	基準の改定のため(別添資料のとおり)	国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所
186	資料編		6	2	表中 応急仮設住宅の供与	・限度額修正・建設型と賃貸型の応急仮設住宅の内容で記載	災害救助法内閣府告示第228号による(令和元年10月改正)	滋賀県住宅課
187	資料編		6	3	表中 被災住宅の応急修理	・限度額修正	災害救助法内閣府告示第228号による(令和元年10月改正)	滋賀県住宅課
188	資料編		6	40	表中「り災の程度」	・「中規模半壊」「準半壊」の追記・「半壊にいたらない」→「準半壊にいたらない」	統一様式への見直しをご検討ください	滋賀県防災危機管理局
189	資料編		6	66	6. 45関係機関連絡表	機関名:野洲川土地改良区 電話番号:0748-62-1154 所在地:甲賀市水口町的場5 FAX番号:0748-63-0674	追加	農村整備課
190	資料編		6	66	6. 45 関係機関連絡表 表中	「甲賀農業農村振興事務所…」→「滋賀県甲賀農業農村…」	正式名称	林業振興課
191	資料編		6	66	6. 45 関係機関連絡表 表中	林野庁近畿中国森林管理局 滋賀森林管理署 050-3160-6115 大津市瀬田3-40-18 077-544-3867	追記	林業振興課
192	資料編		6	68	6.45 関係機関連絡表 表中 甲賀広域行政組合消防本部 FAX番号「63-3666」	「62-3666」	訂正	消防本部
193	資料編		6	68	6.45 関係機関連絡表 表中 「水口消防署0」	水口消防署	誤記	消防本部

令和2年度 甲賀市地域防災計画 修正項目一覧表

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正案	理由や根拠、補足説明等	提案者
194	資料編		6	68	6.45関係機関連絡表 表中	「関西電力送配電ダイヤル」→「関西電力送配電コンタクトセンター」	組織変更による修正	関西電力送配電(株)
195	資料編		6	70	資料編6.46新聞報道関係連絡票 読売新聞	甲賀通信部の行を全削除	変更	秘書広報課
196	資料編		6	70	資料編6.46新聞報道関係連絡票 毎日新聞	水口在住の行をを全削除	変更	秘書広報課
197	資料編		6	70	資料編6.46新聞報道関係連絡票 朝日新聞	「大津支局」→「大津総局」	変更	秘書広報課
198	資料編		6	70	資料編6.46新聞報道関係連絡票 京都新聞 湖南総局の番地	「1-12-17」→「2-9-1」	変更	秘書広報課
199	資料編		6	70	資料編6.46新聞報道関係連絡票 産経新聞のFAX番号	「522-6710」→「528-2311」	変更	秘書広報課
200	資料編		6	10-38	全体	災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領の全部 差替(様式を含む。)	「災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領の一部改正について」(平成 31年4月25日付け消防応第28号)及び「火災・災害等即報要領の一部改正について」(令和元年6月6日付け消防応第12号)によりそれぞれ一部改正が加えられたため。(消防庁HPからDL可能)	消防本部
201	資料編		7		資料7協定書 7.10 民間との相互応援協定 表中	(協定名)災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定 (締結年月日)令和2年4月17日 (協定締結先)公益社団法人日本下水道管路管理業協会 (協定内容)災害が発生した場合の、下水道管路施設の復旧支援協力の協定	新規協定締結のため追加。滋賀県・県内19市町合同の協定。	下水道課
202	資料編		7		資料7協定書 7.10 民間との相互応援協定 表中	(協定名)災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定 (締結年月日)令和2年4月17日 (協定締結先)公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関西支部 (協定内容)災害が発生した場合の、公共下水道施設の復旧支援協力の協定	新規協定締結のため追加。滋賀県・県内19市町合同の協定。	下水道課
203	資料編		7		資料7協定書 7.10 民間との相互応援協定 表中	(協定名)自然災害時における下水道管渠施設に係る応急対策の支援協力に関する協定 (締結年月日)令和2年4月17日 (協定締結先)一般社団法人滋賀県下水道管路維持協会 (協定内容)災害が発生した場合の、公共下水道管路施設の復旧支援協力の協定	新規協定締結のため追加。滋賀県・県内19市町合同の協定。	下水道課
204	資料編		9	1	9.1 表中 い	甲賀福祉作業所→甲賀福祉作業所(製造元)		福祉医療政策課
205	資料編		10	10	指定緊急避難場所 土山地域 表中	NO46 森林文化ホール「66-1602」 → 「 - 」	誤記(電話機 未設置)・電話番号は、(公財)あいの土山文化体育振興会の事務室です。・受付事務を委託している。	林業振興課
206	資料編		10	12.13	指定緊急避難場所 甲賀地域の施設場所名など	市の指定場所に	自主避難場所の掲載検討が必要	甲賀地域区長会長
207	資料編		10	12.13	指定緊急避難場所 甲賀地域の施設場所名など	市の指定場所に伴い、元施設の表示(シール)の変更	自主避難場所の明示	甲賀地域区長会長
208	資料編		10	23	指定避難所 土山地域 表中	NO11 森林文化ホール「2348-2」 → 「2342-2」	誤記	林業振興課
209	資料編		5	5	②孤立防災用 無線電話(ku-1ch)	項目削除 (詳細P.4参照)	システム廃止に伴う削除	NTT西日本滋賀支店
210	資料編		7	10.16	災害時の医療救護活動に関する協定書	会長 野崎昭芳→野崎昭彦	失礼なので差し替えを。	福祉医療政策課

令和2年度 甲賀市地域防災計画 修正項目一覧表

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正案	理由や根拠、補足説明等	提案者
211	資料編		7	10.20	第3条(2)	障がい者基本法→障害者基本法	法律名は正式名で。	福祉医療政策課
212	資料編		7		7協定書	災害及び感染症発生時における一般廃棄物の収集運搬等の支援に関する協定	R2.10.19締結 市・(株)水口テクノス・(株)日映日野・(株)ヒロセ・滋賀県環境整備事業協同組合	生活環境課
213	資料編		7		7協定書	災害時等における滋賀県斎場施設連絡協議会構成火葬場の相互応援協力に関する協定	R2.11.6締結 滋賀県斎場施設連絡協議会を構成する6市4団体(県内すべての火葬場経営団体)	生活環境課
214	原子力編			36	2. 警戒事態が発生した場合(2)	施設敷地緊急事態要避難者の定義を下記のとおり修正願います。①要配慮者(災害対策基本法第8条第2項第15号に規定する要配慮者すなわち高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいい、妊婦、授乳婦及び乳幼児の保護者等を含む。)のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらないもの②要配慮者以外の者のうち、次のいずれかに該当し、かつ、早期の避難等の防護措置の実施が必要なもの(ア)安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断したもの(イ)(ア)のほか、安定ヨウ素剤を事前配布されていないもの	原子力災害対策指針の修正に伴うもの	滋賀県防災危機管理局原子力防災室
215	原子力編			44	表中	(医長)→(信楽中央病院副院長)(水口医療介護センター副院長)		福祉医療政策課
216	原子力編			49	第1 2. (2)	高齢者、障がい者→高齢者、要介護者、障がい者		福祉医療政策課
217	原子力編			55	第1	UPZ外では、屋内退避やの防護→屋内退避や防護		福祉医療政策課
218	原子力編			58	2. 受入拠点(一時滞在場所)長浜市(避難自治体)	人口を最新のデータに修正願います。	データの更新のため	滋賀県防災危機管理局原子力防災室
219	原子力編			58	4. 表中	0748-831313→0748-83-1313		福祉医療政策課
220	原子力編			60	7. 避難者の受入手順	(4)が抜けているため追記願います。	誤記	滋賀県防災危機管理局原子力防災室
221	原子力編			60	7. 避難者の受入手順	原子力災害発生時における避難者受入マニュアル(滋賀県内版)(案)P8(2)(3)の記述を追記願います。	避難者をより安全に受け入れていただく際に必要な資機材(GM管式サーベイメータ・NaIシンチレーション式サーベイメータ)を今年度末より県から貴市に無償貸与するため、本資機材を使用する条件等の記載が必要	滋賀県防災危機管理局原子力防災室
222	原子力編			61	表全体		施設面積が変わっている。時点修正要	福祉医療政策課
223	原子力編			63	「環境省:除染関係ガイドライン」(平成23年12月)	「環境省:除染関係ガイドライン第2版」(平成25年12月)	『除染関係ガイドライン(平成23年12月)』について、第2版(平成25年5月)が公表されていますので文言修正が必要です。参考リンク↓ <a href="http://josen.env.go.jp/material/index.htm">http://josen.env.go.jp/material/index.htm</a>	滋賀県環境政策課
224	原子力編			67	第1 ウ	努→務		福祉医療政策課

令和2年度 甲賀市地域防災計画 修正項目一覧表

通番	種別	編	章	頁	該当部分	修正案	理由や根拠、補足説明等	提案者
225	原子力編			70	第2章 第3節 第1	薬事法等→医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等	法律名変更	滋賀県薬務課
226	原子力編			74	2. 表中	秘書課・教育総務課→秘書広報課・教育総務課		福祉医療政策課
227	原子力編			76	第3節 第2 2.	地域防災計画「B. →地域防災計画B.		福祉医療政策課
228	原子力編			77	第5節 連絡先	核物質防護課→原子力防災課	原子力防災課では？	福祉医療政策課
229	原子力編			77	第6節 連絡先 FAX	03-5114-2183→03-5114-2197	03-5114-2197では？	福祉医療政策課
230	全体					自主避難場所の掲載	住民の認知度を高める表示も必要	甲賀地域区長会長
231	全体						段落番号位置、文章の書き出し位置確認修正	衛生センター
232	全体					全体的に行間、文字の大きさ、改行位置等の乱れがある。	例：I-6-8(1)本文(サイズ) I-7-113 4. (1)(2)(3) (サイズ) I-7-116 2. (1)本文(サイズ) I-7-120 ウ(イ) (行末位置)	生活環境課